

自動車損害賠償責任保険
後遺障害認定等級に対する異議申立書

令和5年 [REDACTED]

損害保険料率算出機構 御中

〒453-0015

名古屋市中村区椿町 7-20 恒川ビル 5階
にわ法律事務所

弁護士 丹 羽 洋 典

電話 052-459-5515 ファックス 052-459-5516

過日、貴機構より通知がなされた下記被害者の後遺障害の等級認定結果について
次のとおり異議申立をいたします。

保 険 者 [REDACTED]

証明書番号 [REDACTED]

事故日時 令和3年 [REDACTED]

発生場所 愛知県 [REDACTED]

加 害 者 氏 名 [REDACTED] 氏

住 所 名古屋市 [REDACTED]

被 害 者 氏 名 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

異議申立の趣旨

被害者の本件事故による後遺障害のうち、右眼下の線条痕については自賠法施行令別表第二第12級14号に該当し、恥座骨部痛については同12級13号に、右下眼瞼部の痙攣、腰部痛については同14級9号にそれぞれ該当し、併合11級になる。
との判断を求める。

異議申立の理由

第1 等級認定結果について

貴機構作成令和4年■■■■付「後遺障害等級認定票」によれば、被害者の腰部痛等、左恥座骨部痛、右眼のけいれんの各症状につき、いずれも後遺障害等級非該当と判断された（以下「認定結果」という）。

しかし、以下に詳述するとおり、被害者の各症状は、画像所見により症状を証明することが可能であり、また、受傷時の状態や治療の経過などから連続性・一貫性が認められ、説明可能な症状であり、単なる故意の誇張ではないと医学的に推定されるものといえ、いずれも明らかに自動車損害賠償保障法上の後遺障害に該当する。

第2 事故態様及び受傷機転について

添付した「交通事故の写真」のとおり、被害者は、本件事故現場高速道路上で、同僚が運転する普通乗用車の助手席に乗車していたところ、加害者運転自家用準中型貨物自動車から追突を受け、その反動で前車の大型バスに追突したとの玉突き事故が生じた。

被害車両は前・後部、右側部を大破し、被害者は右肺挫傷、右眼窩底及び左恥座骨骨折、右肩挫傷、腰部挫傷等の重篤な症状を負った。

第3 被害者の自覚症状（以下「本件各症状」という。後遺障害診断書、報告書）

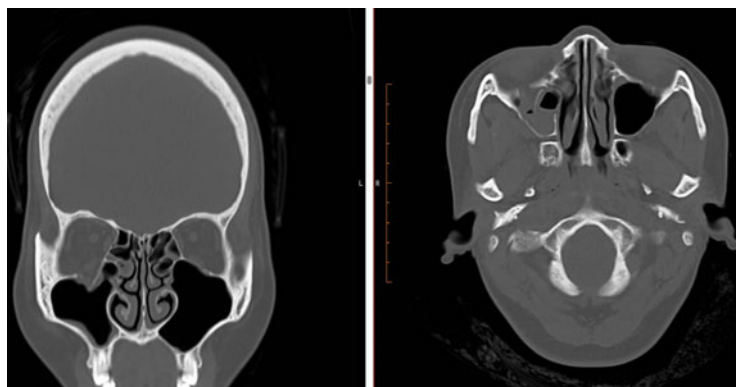
被害者は、16日間の入院及び1年間に及ぶ通院加療を続けたが、令和4年■■■■の症状固定後も以下の症状が残存した。

- 1 (1) 右眼下の長さ39mmに及ぶ白色線条痕
- (2) 右眼瞼部のけいれん
- 2 左恥座骨痛
- 3 腰部痛

第4 他覚的所見について

1 右眼部の症状について

- (1) 下記画像は令和3年[]病院で撮影された被害者の頭部CT画像を抜粋したものであるが、被害者の右眼窩下縁から底部にかけての明らかな骨折が認められる。



これに対し、同院で同日骨折部の整復固定術が実施された。

(2) 醜状障害

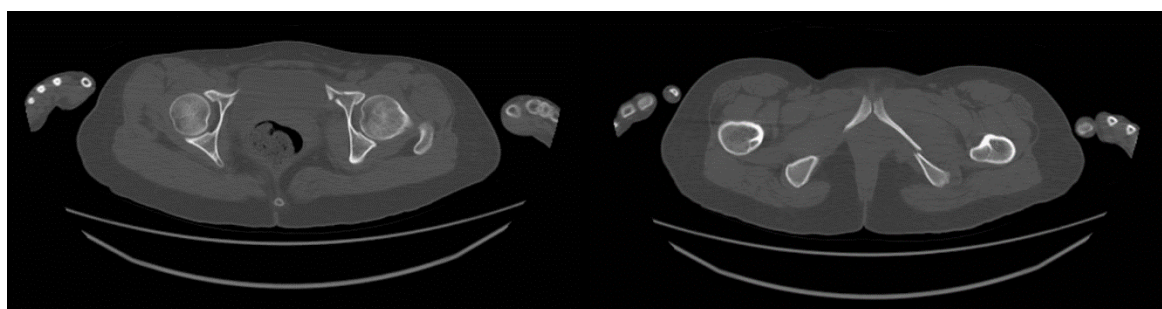
令和5年[]病院形成外科作成自賠責後遺障害診断書のとおり、被害者の右下眼瞼部に手術時の切開による長さ39mm幅1mmの白色線条痕が残存しているところ、これは顔面部に人目につく長さ3cm以上の線条痕であり、「外貌に醜状を残すもの」といえる。

(3) 右下眼瞼部の痙攣について

被害者は本件事故による衝撃もしくは手術時の切開により顔面神経を損傷し、右下眼瞼部の痙攣が生じていると考えられる。

2 左恥座骨部の痛みについて

- (1) 下記画像は令和3年[]病院で撮影された被害者の股関節部のCT画像を抜粋したものであるが、被害者の左腸恥隆起付近及び左恥骨下枝の2か所に骨折が生じている。



- (2) また、下記画像は令和4年[REDACTED]外科で撮影された被害者の骨盤部のX p 画像であるが、各矢印部のとおり、左腸恥隆起付近部の骨折部については骨端線の連続性が断絶しており癒合が不十分であり、また、恥骨下肢部の骨折部については不整に癒合していることが認められる。



これらの骨折部の癒合不全については、被害者が自覚する左座骨部の原因となり得るものである。

3 腰部痛について

(1) 受傷機転について

被害者は本件事故から1か月10日後の[REDACTED]整形外科の初診時に腰部挫傷と診断されたものであるが、上記のとおり骨盤部を骨折していることから骨盤部のみならず腰部に強い衝撃をうけたことは明らかである。

(2) 症状の一貫性について

被害者は[REDACTED]整形外科を受診後、背部から腰部痛、右臀部痛等を一貫して訴えていたことが同院の経過診断書上明らかとなっている。

この点、被害者は左骨盤部を2か所骨折しており、一般的に受傷当初は骨盤部から腰部にかけての強い痛みが生じていたと考えられ、また骨盤部痛と腰痛は厳然と判別しにくいことや、被害者が[REDACTED]人であり都度医師に適切に症状を伝えられたかについては疑問があること等を併せ考えれば、被害者の腰部痛についても本件事故により生じ、症状固定まで一貫して生じていたと考えられる。

そして、症状固定まで週に2日程度リハビリを継続していたこと、本件事

故の重篤性や被害者が骨盤部を2か所骨折したとの受傷機転も併せ考えれば、被害者の腰部痛は、将来において回復困難と考えられる。

第5 結論

以上のとおり、被害者の残存症状のうち、右眼下の長さ39mmに及ぶ白色線条痕は「外貌に醜状を残すもの」として自賠法施行令別表第二第12級14号に該当し、右眼瞼部のけいれん及び左恥座骨痛については、画像上明らかな骨折後の症状である点で、画像所見によりこれを裏付けることが可能であり、また、腰部痛についても受傷機転や受傷当初からの訴え及び通院加療経過の一貫性・連続性が認められるのであるから、本件各症状は、医学的に証明もしくは説明可能な症状である。

そして、本件事故後、2年以上が経過した現在においても各症状は残存しており、かつ、主治医もそれぞれ「症状固定」と診断していることから、本件各症状は、将来において回復困難と考えられ、申立ての趣旨のとおりの後遺障害に該当する。

以上